



福井県指令産技第107号

福井県福井市志比口三丁目2番14号  
久米田碎石株式会社  
代表取締役 杉森 勇介

認可指令書

令和元年12月18日付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法第33条の規定により別紙のとおり認可する。

- 1 この処分に不服がある場合は、採石法第39条第1項の規定に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算してから3箇月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。
- 2 1の裁定の申請をした場合のこの処分の取消しの訴えは、その裁定の申請に対する裁定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治



(別 紙)

1 岩石採取場の区域および面積

(1) 採取場所

坂井市丸岡町上久米田74字小森谷1番3、4、5、6、7、8、9  
75字大畑谷1番2、3、4、19、20、21、22、23、  
24、25、26、27  
76字鳴岩 1番2、3、4、2番2  
77字丁子谷1番1、2番1

(実測面積 226,000㎡)

2 採取をする岩石の種類および数量

(1) 岩石の種類 安山岩

(2) 数量 1,521,385 t / 5年

3 岩石採取の期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

4 採取等の方法

(1) 採掘方法 露天掘り、階段掘り

(2) 採掘手段 機械掘りによる採取、火薬使用あり

5 災害等防止の方法

令和元年12月18日付け申請書に記載のとおり

6 認可の条件

(1) 災害の防止

ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、ベンチカット法により計画どおり傾斜を保持して掘削する他、落石、土砂・法面の崩壊、汚濁水の流出等の災害が生じないように対策を講じること。

イ 基準に基づいた傾斜を保持し、土砂崩れ等の災害防止に努めること。

ウ 申請区域には砂防指定地大谷川（昭和36年1月23日建設省告示第73号）が含まれているので、砂防指定地内で砂防指定地管理条例（平成15年福井県条例第6号）第3条に規定する行為（土地の掘削、盛土、建築物、その他の工作物の新築、改築、増築、移転または除去、土石の採取等）を行おうとする際は、事前に三国土木事務所と協議を行い、許可を受けること。

(2) 環境保全

ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、粉じん、濁水、騒音および振動の発生により環境保全上支障が生じないように対策を講じること。特に、濁水については、公共用水域を汚濁することのないよう防止対策に万全を期すこと。

イ 岩石の搬出に当たっては、交通公害の未然防止に努めるとともに、道路を土砂で汚さないよう配慮すること。

ウ 次の場合には届出が必要であり、事前に坂井市と協議すること。

- ①大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の設置、構造等の変更または廃止等
- ②特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止管理者およびその代理者等の選任、死亡または解任

エ 次の場合には届出が必要であり、事前に坂井健康福祉センターと協議すること。

- ①土壤汚染対策法第4条第1項の規定に該当する3,000平方メートル以上の土地の形質の変更
- ②水質汚濁防止法に基づく特定施設（水洗式分別施設等）の設置、構造等の変更または廃止等

### (3) 汚濁水の流出等

ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、付近の河川などの公共用水面や道路に汚濁水等を流すことのないよう防止対策に万全の措置を講じるとともに、重機からの油等が流出しないよう万全の注意を払うこと。

イ 場内沈砂池（調整池）については、計画容量が不足しないよう沈砂池内に堆積した土砂は定期的に浚渫するとともに、大雨が予想される際には、予め沈砂池および排水路を浚渫するなど、維持管理を徹底すること。また、破損または崩壊した場合には直ちに補修すること。

ウ 場内沈砂池（調整池）を新たに設置または変更する場合は、事前に県と協議すること。

エ 申請面積に変更が生じる場合は、調整池協議を河川管理者と行うこと。

オ 漁業法第10条の規定に基づき、同法第6条第5項第5号の第5種共同漁業権が次の免許番号、漁業権者、免許期間、漁場図のとおり免許されているため、採取に当たっては、事前に下記漁業権者に事業実施にかかる情報を提供し、十分調整を図ること。

- ・免許番号 内共第1号
- ・漁業権者 九頭竜川中部漁業協同組合
- ・免許期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで
- ・漁場図 別図（写）

カ 水産資源保護法第4条第2項の規定に基づき定められた福井県内水面漁業調整規則第24条第1項「水産動植物に有害なものを遺棄し、または漏せつてはならない。」を遵守し、砂および汚濁水を公共用水面に流入させないこと。

### (4) 緑化対策

ア 良好な景観の保全の観点から、採掘終了箇所について順次速やかな緑化を行い、山肌の露出を抑制すること。

イ 緑化に当たっては、緑化マニュアル（添付）に記載のとおり、在来種による緑化および修景に努め、周辺の自然環境との調和を図ること。

ウ 過去に緑化した箇所で、未定着の部分については、速やかに緑化を行うこと。

エ 近隣には、六呂瀬山古墳群（国指定史跡）があり、文化財としてだけでなくその地形的条件から良好な眺望点となっているため、眺望に支障がないよう配慮すること。

(5) 道路の汚損・破損等

- ア 岩石等の搬出に当たっては、周辺国道・県道などの道路を破損・汚損しないよう清掃人の配置、タイヤの洗浄、粉じん防止のための散水などを行うとともに、岩石等が荷こぼれしないよう落石保護シートの使用、過積載の防止、低速運転など、交通公害の未然防止を徹底すること。
- イ 道路を汚損した場合は、散水車等で速やかに道路清掃を行うなど、道路管理者の指示に基づき、直ちに良好な道路状態に復旧すること。
- ウ 道路に損傷等を与えた場合は、直ちに道路管理者に届け出て、その指示を受け、申請者の負担において、速やかに復旧すること。

(6) 廃棄物の処理

- ア 当該採取事業において発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理し、野焼きなど不法な焼却をしないこと。
- イ 場内に廃棄物（建設汚泥を含む）を持ち込ませないこと。また、場内で廃棄物の不法投棄をさせないように十分に管理すること。
- ウ 申請区域内において産業廃棄物の保管積替場等を設けるときは事前に県と協議すること。

(7) 自然環境の保護

- ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、汚濁水の流出等により、周辺の動植物の生育環境に影響が生じないように十分配慮すること。
- イ 今回の岩石採取は、福井県自然環境保全条例第25条第1項に基づく、「その他の地域内行為」に該当する（自然環境保全地域、自然公園その他規則で定める土地の区域以外の地域における、1ヘクタールを超えての土地の形質変更）ので、行為に着手しようとする日の30日前までに、「その他の地域内行為届出書（福井県自然環境保全条例施行規則様式第12号）」を三国土木事務所に提出すること。

(8) 文化財等の保護

- ア 当該地では、史跡・名勝・天然記念物の指定物件および埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、出願区域には、地域を定めず指定しているカモシカ・コウノトリ・イヌワシ・オジロワシ・オオワシ・カラスバト・コクガン・ヒシクイ・マガン・ヤマネなどの天然記念物が所在する可能性があるため、その生態に影響のないよう配慮すること。
- イ 工事中不時に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条の規定に基づき、現状を損なうことなく坂井市教育委員会に届け出て、同法に則した措置をとること。

(9) 坂井市から付される条件

- ア 当該事業に用いる搬入搬出路は鳴鹿小学校、丸岡南中学校の通学路に重複する路線（添付）があるため、登下校時に児童生徒が道路を利用する際には安全に十分配慮すること。
- イ 水処理施設を適正に管理し、水質汚濁の防止に努めること。

(10) その他

ア 認可内容の土地の利用に関する計画に変更がある場合は、坂井農林総合事務所に林地開発行為計画内容変更届を提出すること。

イ 一定面積以上の一団の土地に関する土地売買等の契約が行われる場合、土地の権利取得者は契約締結日を起算日として2週間以内に、坂井市（企画情報課）へ届出すること。（国土利用計画法第23条第1項）

※土地売買等の契約

土地に関する権利（土地の所有権、地上権、賃借権またはこれらの権利の取得を目的とする権利）の移転または設定を対価の授受を伴って行う契約

※一定面積

市街地区域の場合	2,000㎡以上
その他都市計画区域の場合	5,000㎡以上
都市計画区域外の場合	10,000㎡以上

(関係法令等)

- ・ 採石法（昭和25年法律第291号）
- ・ 砂防指定地管理条例（平成15年福井県条例第6号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 福井県内水面漁業調整規則（昭和46年福井県規則第8号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 福井県自然環境保全条例（昭和48年福井県条例第1号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）
- ・ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）
- ・ 国有財産法（昭和23年法律第73号）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・ 福井県環境影響評価条例（平成11年福井県条例第2号）
- ・ 福井県公害防止条例（平成8年福井県条例第4号）

等



免許番号 内共第1号

漁場的位置

福井市(旧地蔵村、旧清水町および旧山町を除く)、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(エ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(ケ)と(コ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三國町新三田防波堤突端

基点第2号 坂井市三國町新保防波堤突端

基点第3号 大野市下打波52字3-1-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位325度の線と対岸との交点(通称馬谷)

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(天然巨大岩右頂点を見通した点)と対岸との交点

基点第5号 福井市ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交点

基点

- (ア) 坂井市三國町港橋橋下下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点
- (イ) 坂井市三國町港橋橋下下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点
- (ウ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川左岸との交差点

(エ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川右岸との交差点

(オ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置

(カ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

(キ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川左岸

(ク) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川右岸

(ケ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの堀見川左岸

(コ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの堀見川右岸

(2) 制限または条件  
 港湾区域においては、港湾管理者または港長が漁具の敷設または漁業の操業については必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。



1/185,000  
 単位：メートル